

第 3 章 計画のめざす方向



1 計画の基本理念

前回計画では、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するため、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民の主体的な関わりと支え合いの強化や住民と行政の協働による地域福祉を推進してきました。

今後も、乳幼児から高齢者まで、年齢や性別、障がいの有無を問わず、地域で暮らすすべての人が等しく地域社会の一員として、安心して生きがいをもって暮らすことのできる地域社会をつくるためには、地域住民自身が主体となり、行政や福祉サービス事業者、関係団体等とともに、お互いに支え合う地域づくり、活発なまちづくりを進めていくことが重要です。

本計画においても、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」の基本理念を継承し、これまでの施策を継続、発展させるとともに、現状の課題や今後予測される課題に対応できるよう、地域福祉施策を推進します。

基本理念

健やかでやすらぎのあるまちづくり

2 計画の基本目標

(1) 住民一人ひとりの福祉意識の向上による「人づくり」

住民一人ひとりが、生涯にわたって健やかに生きがいをもって暮らすためには、住民一人ひとりの地域福祉への参加が不可欠です。住民と地域、行政が協働し、福祉に対する意識を育み、すべての人が支え合い、助け合うことのできる「人づくり」を進めます。

(2) 住民同士のつながりの強化による「地域づくり」

住民一人ひとりが、住みなれた地域とともに支え合い、助け合えるよう、地域住民やボランティア団体等、地域福祉を担うすべての人々が一丸となって、日常的な集まりや地域の見守り活動により、地域福祉を支える「地域づくり」を進めます。

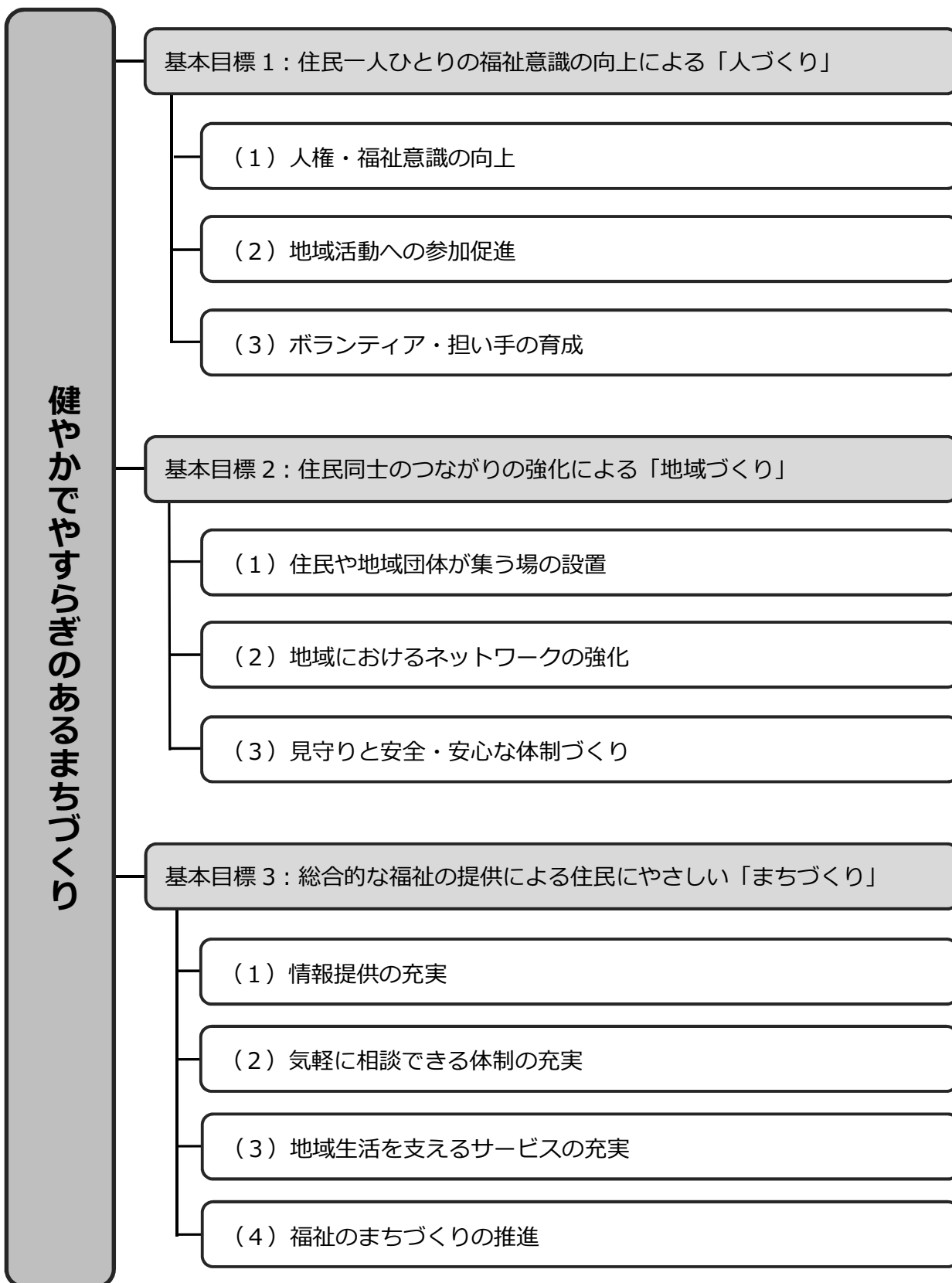
(3) 総合的な福祉の提供による住民にやさしい「まちづくり」

援助を必要とする人の意向を尊重し、保健・医療・福祉・その他関連サービスを適切に組み合わせ、様々なニーズに対し、総合的に提供できる体制を築きます。

また、住民一人ひとりが、安心して生活ができるよう、環境、交通、住宅、教育、消費等、生活に関する分野全般にわたって連携を図り、生活上の総合的な課題や問題を解決することで、住民にやさしい「まちづくり」を推進します。

3 施策の体系

基本理念



地域の範囲のとりえ方

地域福祉を効果的に推進していくためには、隣近所、自治会等、小学校・中学校区、全町、それぞれの地域において取り組みを進めていくことが必要です。

【隣近所】

最も身近な単位です。「向こう三軒両隣」で、日ごろからの声かけやご近所付き合いをすることが大切です。

【自治会等】

九度山町には、12の自治会があります。また、民生委員児童委員が選出されるとともに、自主防災組織等が組織されています。これらの地域の関係団体等を中心に、地域の特色に合った地域福祉活動に取り組むことが重要です。

【小学校・中学校区】

九度山町には、九度山小学校（九度山中学校）区と河根小学校（河根中学校）区の2つの小学校・中学校区があります。自治会等が小学校・中学校区レベルで連携して地域福祉活動を行うなど、より広域な範囲での取り組みが可能な圏域です。本計画において、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組む範囲は、小学校・中学校区を基本とします。

【全町】（日常生活圏域、教育・保育提供区域）

均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供をめざすとともに、民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会の取り組み等、専門的・総合的・広域的な地域福祉活動が展開される圏域です。社会福祉協議会や老人クラブ連合会等の関係機関・団体と町が連携して地域福祉活動を展開していくことが重要です。

